

計 画 等 の 案 の 概 要

名 称	静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部改正（案）						
公表するもの	静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部改正（案）						
県民意見の募集	有	有 の 場 合 は その募集期間	令和 8 年 7 月 3 日(金) ～ 令和 8 年 8 月 2 日(日)				
	無						
担 当 課 等 名	くらし・環境部くらし交通安全課交通安全班 電話番号 054-221-2549						
総 合 計 画 に おける位置づけ	Ⅲ－1 防災・安全 1－3 安全な生活の確保 （3）交通事故防止対策						
審議会等の名称	この条例改正に関しては、審議会へ付議しません。						
1 趣旨							
静岡県は、自転車を利用する児童生徒の安全を守るため、「静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」において、幼児と自転車通学の小中学生に自転車利用時の乗車用ヘルメットの着用を義務としていますが、高校生は義務の対象外です。 近年、高校生による自転車死傷事故のうち、通学中の割合が 7 割以上と高く、ヘルメット着用率も約 5 %と極めて低い状況です。また、通学時における高校生の死亡事故が 3 年連続して発生しています。自転車事故の致命傷は頭部の損傷が約 6 割を占めていることから、ヘルメットの着用を促進し、自転車乗車中の事故による被害の軽減と死亡事故の防止を図るため、条例の義務対象範囲を高校生等まで拡大するよう本条例を一部改正します。							
2 骨子							
(1) 改正案の概要							
条例に記載の「生徒」について、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程に在学する者を義務の対象として追加します。 条例第 9 条第 5 項（自転車の安全適正利用）							
<table><tr><th>現行</th><th>改正後</th></tr><tr><td> （自転車の安全適正利用） 第 9 条 5 児童及び生徒（中学校、義務教育学校、<u>中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部</u>に在学する者に限る。）は、通学のために道路において自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用しなければならない。 </td><td> （自転車の安全適正利用） 第 9 条 5 児童及び生徒（中学校、義務教育学校、<u>高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は専修学校の高等課程</u>に在学する者に限る。）は、通学のために道路において自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用しなければならない。 </td></tr></table>				現行	改正後	（自転車の安全適正利用） 第 9 条 5 児童及び生徒（中学校、義務教育学校、<u>中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部</u>に在学する者に限る。）は、通学のために道路において自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用しなければならない。	（自転車の安全適正利用） 第 9 条 5 児童及び生徒（中学校、義務教育学校、<u>高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は専修学校の高等課程</u>に在学する者に限る。）は、通学のために道路において自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用しなければならない。
現行	改正後						
（自転車の安全適正利用） 第 9 条 5 児童及び生徒（中学校、義務教育学校、<u>中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部</u>に在学する者に限る。）は、通学のために道路において自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用しなければならない。	（自転車の安全適正利用） 第 9 条 5 児童及び生徒（中学校、義務教育学校、<u>高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は専修学校の高等課程</u>に在学する者に限る。）は、通学のために道路において自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用しなければならない。						
(2) 施行日							
令和 9 年 4 月 1 日（予定）							